

日高町小規模工事等契約登録申請のご案内

1. 小規模工事等契約登録制度について

- (1) この制度は、町内で建設業等を営む方の受注機会の拡大を図ることを目的として、日高町建設工事競争入札参加有資格者でない方が町の発注する建設工事に係る修繕工事のうち小規模な工事（以下、「小規模工事等」という。）を受注することができる制度です。
なお、契約できる小規模工事等の範囲は、その内容が軽易かつ履行の確保が容易なもので、1件当たりの請負金額が20万円未満のものです。
- (2) 原則として複数の業者の見積合わせにより、最低価格を提示した方と契約することになりますが、見積合わせに指名された場合、正当な理由があるときのほかは辞退することができません。
また、施工は日高町財務規則、その他関係法令や規則に基づき信義に従い、誠実に履行しなければなりません。
- (3) 一括下請け（丸投げ等）は禁止されていますので、必ず自ら施工できる業種を（最大5業種まで）登録してください。

2. 登録の条件

日高町に主たる営業所又は住所を有し建設業を営んでいる方で、建設業の許可の有無、経営組織、従業員数は問いませんが、次の各号のいずれかに該当する方は、登録することはできません。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ていない方
- (2) 既に日高町建設工事競争入札参加有資格者名簿に登録されている方
- (3) 希望する業種を履行するために必要な資格、許可、免許等を有しない方
- (4) 町税を滞納している方

3. 登録の方法

登録を希望する方は、申請書に次の書類を添付し提出してください。

- (1) 希望する業種を履行するために必要な資格、許可、免許等を証明する書類の写し
- (2) 町税の納税証明書
- (3) 個人事業主の方は、身分証明書又はその写し
- (4) 法人の場合は、商業登記簿謄本又はその写し

4. 登録の受付

- (1) 受付期間 令和2年2月28日(金)から令和2年3月13日(金)まで
- (2) 有効期間 令和2年4月1日(水)から令和3年3月31日(水)まで
※ 令和2年4月1日(水)以降は、随時登録の受付を行います。有効期間は、登録後から令和3年3月31日(水)となります。
※ 平成30年度又は令和元年度に登録申請され、すでに登録許可を受けられている方につきましては、変更等がない場合は申請の必要はありません。

5. 各種申請様式請求・登録受付・お問い合わせ先

- ・日高町役場 技術審議室 技術審議室グループ（日高町門別本町210番地の1）
電話 01456-2-6186 FAX 01456-2-6190
- ・日高総合支所 地域経済課 施設管理グループ（日高町本町東3丁目299番地の1）
電話 01457-6-2084 FAX 01457-6-3981

一般救急・防災講習会の開催

「命を守るための最善の行動」

これは大規模な災害が発生した際に防災情報《警戒レベル5》として、すでに災害が発生している状況において住民がとるべき行動の対応を明確化したもので、「命を守るための最善の行動をとって下さい。」と、危険が迫っている事を避難していない地域に残っている人に対して知らせる言葉になります。

そんな危機的状況を回避するために、災害に対する知識や応急手当・心肺蘇生法を身につけませんか？消防署では下記の日程で講習会を開催いたします。

参加希望される方は下記までお申し込み下さい。個人はもちろん家族、近隣の方や職場の皆さんで学びましょう！

記

- 1 日 時 令和2年 3月12日（木）
18時00分から20時00分まで（2時間00分）
- 2 場 所 日高西部消防組合 消防庁舎3階（講堂）
- 3 内 容 （1）災害について（予防・知識・行動）
（2）災害時の応急手当（止血・固定法など）
（3）心肺蘇生法（人工呼吸・胸骨圧迫・AED取扱い）
- 4 講 師 日高西部消防組合富川消防署 職員
- 5 申込期間 令和2年2月21日（金）から令和2年3月12日（木）まで
- 6 申込み先 日高西部消防組合富川消防署救急救助係
【電話番号（代表）01456-2-1521】
- 7 募集人数 30名程度
- 8 その他 個人・団体での申込みも可能です。

（担当部署：日高西部消防組合富川消防署救急救助係）

